●●●●●委員会　規約

（名称）
第１条　この団体は、『●●●●●●●委員会』という。
（所在地）
第２条　この団体の所在地は、●●市●●町●●字●●番地とする。
（目的）
第３条　この団体は、●●●●●●●することを目的とする。
（事業内容）
第４条　この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1)　●●●●●●●についての事業
(2)　その他目的を達成するため必要な事業
（構成員）
第５条　この団体の構成員は、別紙に掲げるメンバーをもって組織する。
（役員）
第６条　この団体に次の役員を置く。
(1)　会長　　１名
(2)　副会長　　１名
(3)　会計　　１名
(4)　監事　　１名
（役員の職務）
第７条　役員は、次の職務を掌握する。
(1)　会長は、委員会を代表し、会務の執行を総括する。
(2)　副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代理する。
(3)　会計は、この団体の会計にあたる。
(4)　監事は、この団体の事業及び会計を監査する。
（会議）
第８条　この団体は、事業実施に必要なことを決定するため、構成員全員が参加する会議を開く。
(1)　事業計画及び収支予算
(2)　事業報告及び収支決算
(3)　規約の改正
(4)　その他、団体の運営に関し必要なこと
（会計）
第９条　この団体の会計期間は、●月●日から翌年●月●日までとする。
（その他）
第10条　この規約に定めるもののほか、団体の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
（施行期日）
この規約は、令和８年●月●日から施行する。